

1. 協議の場を設けた区域の範囲

烏山地区、向田地区、境地区、七合地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年3月23日

3. 当該区域内における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数	個人	72経営体
	法人	2経営体
	集落営農	5経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用する。

6. 地域農業の将来のあり方

担い手に集積を図る。